

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前				
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表				
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語	
か	(省略)	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)	(同左)	
	仮登記に基づく本登記	第15条関係35	仮登記に基づく本登記(仮登録に基づく本登録を含む。)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>換価執行決定</u>	<u>第10条関係2</u>	<u>法第89条の2第1項に規定する換価執行決定</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>換価執行行政機関等</u>	<u>第79条関係10</u>	<u>換価執行決定をした行政機関等</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>換価執行税務署長</u>	<u>○第89条の3関係10の2</u>	<u>換価執行決定をした税務署長</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>換価同意行政機関等</u>	<u>第81条関係2の2</u>	<u>参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をした行政機関等</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
き	(省略)	(省略)	(省略)	き	(同左)	(同左)	(同左)	
	強制執行	第82条関係8の(1)	強制執行(担保権の実行としての競売を含む。)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>強制執行等</u>	<u>○第89条の2関係10</u>	<u>強制執行又は仮差押えの執行</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)	
	公売の日	第95条関係2	公売の日(期間入札又は期間競り売りの場合に		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

別紙

新旧対照表

改正後				改正前			
			は、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日)				
	交付要求書等	第89条の2関係8	交付要求書又は参加差押書		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
さ	(省略)	(省略)	(省略)	さ	(同左)	(同左)	(同左)
	最高価申込者等	第79条関係11	最高価申込者及び次順位買受申込者		最高価申込者等	第79条関係8-3	最高価申込者及び次順位買受申込者
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	詐害行為の債務者	○第140条関係23の(2)	民法第424条第1項の債務者		(同左)	(同左)	(同左)
	差押財産等	第89条関係4	差押財産又は特定参加差押不動産		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
と	(省略)	(省略)	(省略)	と	(同左)	(同左)	(同左)
	特殊な競合	○第26条関係1	国税と私債権の間の優先順位、地方税等とその私債権の間の優先順位及びその国税と地方税等の間の優先順位が交錯することによって、これら三者の優先順位を定めることができない場合の競合		(同左)	(同左)	(同左)
	特定差押え	第89条の4関係2	法第89条の3第1項第2号に規定する特定差押え		(新設)	(新設)	(新設)
	特定参加差押え	第89条の3関係3	換価執行決定に係る参加		(新設)	(新設)	(新設)

新旧対照表

改正後				改正前			
			差押え				
	特定参加差押不動産	第87条関係7	参加差押えをした行政機関等が換価執行決定をした参加差押えに係る不動産		(新設)	(新設)	(新設)
に	(省略)	(省略)	(省略)	に	(同左)	(同左)	(同左)
	入札等	第79条関係11	公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込み		入札等	第79条関係8-3	公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込み
<p>国税徴収法基本通達主要項目別目次</p> <p>第5章 滞納処分</p> <p>第2節 交付要求</p> <p>第82条関係 交付要求の手続</p> <p>交付要求ができる国税 交付要求ができる期間の終期 破産手続開始の決定があった場合 担保財産につき強制換価手続が開始された場合 交付要求の手続 交付要求の効果 滞調法の規定により二重差押えがされている場合</p>				<p>国税徴収法基本通達主要項目別目次</p> <p>第5章 滞納処分</p> <p>第2節 交付要求</p> <p>第82条関係 交付要求の手続</p> <p>交付要求ができる国税 交付要求ができる期間の終期 破産手続開始の決定があった場合 担保財産につき強制換価手続が開始された場合 交付要求の手続 交付要求の効果 滞調法の規定により二重差押えがされている場合</p>			

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>交付要求に係る強制執行につき続行決定があった場合 <u>換価執行決定がされている場合</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の<u>範囲</u>等</p> <p>差押財産 換価することができる債権 一括換価 換価ができない場合 換価の効果 譲渡の制限</p> <p style="text-align: center;">第89条の2関係 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p><u>換価執行決定をすることができる場合</u> <u>換価の執行に係る同意</u> <u>換価執行決定の告知</u> <u>換価執行決定後の交付要求の効力</u> <u>換価に伴い消滅する権利</u> <u>強制執行等の実施に伴い必要な措置</u></p> <p style="text-align: center;">第89条の3関係 換価執行決定の取消し</p> <p><u>換価執行決定を取り消さなければならない場合</u></p>	<p>交付要求に係る強制執行につき続行決定があった場合 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第3節 財産の換価</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の<u>範囲</u></p> <p>差押財産 換価することができる債権 一括換価 換価ができない場合 換価の効果 譲渡の制限</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>換価執行決定を取り消すことができる場合</u> <u>換価執行決定の取消し後の交付要求の効力</u></p> <p>第 89 条の 4 関係 換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行</p> <p><u>換価の続行ができる場合</u> <u>換価の続行後の交付要求の効力</u></p> <p>第 93 条関係 修理等の処分</p> <p><u>差押財産等の修理等</u></p> <p>第 117 条関係 <u>国税等の完納による売却決定の取消し</u></p> <p>第 4 節 換価代金等の配当</p> <p>第 128 条関係 配当すべき金銭</p> <p><u>差押財産等の売却代金</u> 給付を受けた金銭 交付要求により交付を受けた金銭 一括換価した場合の売却代金の額</p>	<p>(新設)</p> <p>第 93 条関係 修理等の処分</p> <p><u>差押財産の修理等</u></p> <p>第 117 条関係 <u>国税の完納による売却決定の取消し</u></p> <p>第 4 節 換価代金等の配当</p> <p>第 128 条関係 配当すべき金銭</p> <p><u>差押財産の売却代金</u> 給付を受けた金銭 交付要求により交付を受けた金銭 一括換価した場合の売却代金の額</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p> <p>滞納処分費の優先 (滞納処分に係る滞納処分費)</p> <p>2 法第 10 条の「その滞納処分に係る滞納処分費」とは、納税者の財産につき滞納処分による換価をした場合において、その換価の目的となった財産についての滞納処分費（法第 136 条）で、その換価処分の基礎となった国税についての滞納処分費をいう。 〔例 1〕・〔例 2〕（省略） 〔例 3〕 <u>A財産に対する甲地方税による差押えに対して乙国税により参加差押えを行い、その後、当該参加差押えに基づく換価執行決定（法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）により A 財産を換価した場合は、差押えに係る甲地方税の滞納処分費は、法第 10 条の滞納処分費には該当しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 10 条関係 直接の滞納処分費の優先</p> <p>滞納処分費の優先 (滞納処分に係る滞納処分費)</p> <p>2 法第 10 条の「その滞納処分に係る滞納処分費」とは、納税者の財産につき滞納処分による換価をした場合において、その換価の目的となった財産についての滞納処分費（法第 136 条）で、その換価処分の基礎となった国税についての滞納処分費をいう。 〔例 1〕・〔例 2〕（同左） (新設)</p>
<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(その他の理由)</p> <p>7 法第 79 条第 2 項第 1 号の「その他の理由」とは、差押えに係る国税に優先する他の国税、地方税又は公課の交付要求が解除されたこと、差押えに係る国税に優先する債権が弁済されたこと、差押財産の改良等によりその<u>価額</u>が増加したこと等をいう。</p> <p><u>9</u> (省略)</p> <p>(<u>三回公売</u>)</p> <p>10 <u>法第 79 条第 2 項第 3 号の「三回公売に付し」とは、同一の公売財産を 3 回公売に付したことをいい、この回数には、換価執行行政機関等（換価執行決定をした行政機関等をいう。以下同じ。）が公売に付した回数も含まれる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(その他の理由)</p> <p>7 法第 79 条第 2 項第 1 号の「その他の理由」とは、差押えに係る国税に優先する他の国税、地方税又は公課の交付要求が解除されたこと、差押えに係る国税に優先する債権が弁済されたこと、差押財産の改良等によりその<u>価値</u>が増加したこと等をいう。</p> <p><u>8—2</u> (同左)</p> <p>(新設)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
11 (省略)	8—3 (同左)
12 (省略)	8—4 (同左)
13 (省略)	8—5 (同左)
14 (省略)	9 (同左)
15 (省略)	10 (同左)
16 (省略)	11 (同左)
<p>第 80 条関係 差押えの解除の手續</p> <p>(参加差押えがある場合の差押えの解除等)</p> <p>9 解除する差押えにつき参加差押えがある場合又は滞調法の規定の適用がある場合の差押えの解除については、法第 87 条第 2 項《参加差押えの効力》(令第 39 条から第 41 条まで参照)若しくは第 89 条の 3 第 1 項《<u>換価執行決定の取消し</u>》(令第 42 条の 3 参照)の規定又は滞調法第 5 条第 1 項本文《<u>滞納処分による差押えの解除時の処置</u>》、第 11 条第 1 項本文《<u>仮差押えの執行</u>》、第 14 条《<u>滞納処分による差押の解除の通知</u>》、第 19 条《<u>船舶に対する強制執行及び仮差押の執行</u>》、第 20 条《<u>競売</u>》、滞調令第 3 条第 1 項《<u>滞納処分による差押えの解除時の処置</u>》、第 12 条の 2 《<u>航空機に対する強制執行等</u>》、第 12 条の 3 《<u>自動車等に対する強制執行及び競売</u>》、第 12 条の 4 《<u>自動車等に対する仮差押えの執行</u>》等の特別の規定がある。</p>	<p>第 80 条関係 差押えの解除の手續</p> <p>(参加差押えがある場合の差押えの解除等)</p> <p>9 解除する差押えにつき参加差押えがある場合又は滞調法の規定の適用がある場合の差押えの解除については、法第 87 条第 2 項《参加差押えの効力》<u>の規定</u>(令第 39 条から第 41 条まで参照)又は滞調法第 5 条第 1 項本文《<u>滞納処分による差押えの解除時の処置</u>》、第 11 条第 1 項本文《<u>仮差押えの執行</u>》、第 14 条《<u>滞納処分による差押の解除の通知</u>》、第 19 条《<u>船舶に対する強制執行及び仮差押の執行</u>》、第 20 条《<u>競売</u>》、滞調令第 3 条第 1 項《<u>滞納処分による差押えの解除時の処置</u>》、第 12 条の 2 《<u>航空機に対する強制執行等</u>》、第 12 条の 3 《<u>自動車等に対する強制執行及び競売</u>》、第 12 条の 4 《<u>自動車等に対する仮差押えの執行</u>》等の特別の規定がある。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>(通知の相手方)</p> <p>2 <u>差押えの解除の通知の相手方については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>交付要求（参加差押えを含む。(2)において同じ。）をしている者以外の通知すべき相手方は、差押えの解除の時に、法第 55 条各号《差押えの通知をすべき相手方》に掲げる者に該当する者のうち知っている者であって、差押債権者に対抗できる者である。したがって、同条の規定により差押えの通知をした者と必ずしも同一ではない。</u></p> <p>(2) <u>換価執行決定がされた不動産に対する差押えを解除する場合の交付要求をしている者に対する通知は、令第 42 条の 2 第 2 項の規定により換価執行行政機関等に交付要求をしたとみなされた行政機関等に対して行う（法第 81 条）。</u></p> <p><u>なお、参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）は、換価執行決定後にされた交付要求について知り得ないため、換価執行決定後に換価執行行政機関等に対して交付要求をしている行政機関等に対する通知は要しない。</u></p> <p>(注) <u>換価執行決定がされた不動産に対する差押えが解除されたことにより、換価執行決定が取り消された場合には、上記の換価執行決定後に換価執行行政機関等に対して交付要求している行政機関等に対しては、換価執行行政機関等により、換価執行決定が取り消された旨の通知が行われる（法 89 条の 3 第 3 項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 82 条関係 交付要求の手続</p>	<p style="text-align: center;">第 81 条関係 質権者等への差押解除の通知</p> <p>(通知の相手方)</p> <p>2 <u>交付要求（参加差押えを含む。）をしている者以外の通知すべき相手方は、差押えの解除の時に、法第 55 条各号《差押えの通知をすべき相手方》に掲げる者に該当する者のうち知っている者であって、差押債権者に対抗できる者である。したがって、同条の規定により差押えの通知をした者と同一の範囲に限られるものではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 82 条関係 交付要求の手続</p>
<p>換価執行決定がされている場合</p> <p>12 <u>滞納者の不動産について換価執行決定がされている場合は、その換価執行決定をした</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>行政機関等に対して交付要求をする（令第42条の2第4項）。</u></p> <p><u>（注） 換価執行決定がされている場合は、差押えが解除されても交付要求の効力が消滅しない場合があることに留意する（令第42条の3第5項、第42条の4参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第84条関係 交付要求の解除</p> <p>交付要求の解除手続</p> <p>2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによって行う（法第84条第2項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p><u>なお、換価執行行政機関等に対する交付要求（令第42条の2第2項の規定により換価執行行政機関等に対してされたものとみなされたものを含む。）の解除は、その旨を換価執行行政機関等に通知することによって行い、差押えをした行政機関等（その換価執行決定に同意した行政機関等）への通知は要しない（令第42条の2第4項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第86条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続 （参加差押えの意義）</p> <p>1 法第86条の参加差押えは、交付要求の一つとして行われるものであるから、参加差押えを受けた差押えが解除されるまで<u>又は換価執行決定をするまでの効力は交付要求の効力と同様であるが、その参加差押えを受けた差押えが解除された場合には参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力が生じ、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができる効力を有する。また、参加差押不動産について換価執行決定をした場合には、その換価執行決定に基づき参加差押不動産の換価処分ができる効力を有する（法第86条から第88条まで、第89条の2から第89条の4まで）。</u></p>	<p style="text-align: center;">第84条関係 交付要求の解除</p> <p>交付要求の解除手続</p> <p>2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによって行う（法第84条第2項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第86条関係 参加差押えの手続</p> <p>参加差押えの手続 （参加差押えの意義）</p> <p>1 法第86条の参加差押えは、交付要求の一つとして行われるものであるから、参加差押えを受けた差押えが解除されるまでの効力は交付要求の効力と同様であるが、その参加差押えを受けた差押えが解除されると参加差押えをした時等にさかのぼって差押えの効力を生じ、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができる効力を有する（法第86条から第88条まで）。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p> <p>参加差押えに係る差押えの効力 (参加差押えの効力)</p> <p>1 参加差押えは、次に掲げる効力を有する。 なお、(2)及び(3)に掲げる効力は、参加差押えが2以上ある場合は、そのうち最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）に限られる（法第 87 条第 1 項）。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>(4) 参加差押不動産について換価執行決定をしたときは、その参加差押不動産について換価処分ができる効力</u></p> <p>(差押えを解除したときの措置)</p> <p>7 税務署長は、参加差押えを受けた差押え（<u>特定参加差押不動産（参加差押えをした行政機関等が換価執行決定をした参加差押えに係る不動産をいう。以下同じ。）</u>）に対する<u>ものを除く。</u>）を解除したときは、法第 80 条第 2 項及び第 3 項《差押解除の措置》並びに第 81 条《質権者等への差押解除の通知》の規定による手続をするほか、次に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>換価の催告</p> <p>14 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる（法第 87 条第 3 項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p><u>なお、参加差押えをした不動産につき、上記の催告をしてもなお換価に付されないときは、参加差押えをした税務署長は、その差押えをした行政機関等の同意を得て、換価</u></p>	<p style="text-align: center;">第 87 条関係 参加差押えの効力</p> <p>参加差押えに係る差押えの効力 (参加差押えの効力)</p> <p>1 参加差押えは、次に掲げる効力を有する。 なお、(2)及び(3)に掲げる効力は、参加差押えが2以上ある場合は、そのうち最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記された参加差押え）に限られる（法第 87 条第 1 項）。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(新設)</p> <p>(差押えを解除したときの措置)</p> <p>7 税務署長は、参加差押えを受けた差押えを解除したときは、法第 80 条第 2 項及び第 3 項《差押解除の措置》並びに第 81 条《質権者等への差押解除の通知》の規定による手続をするほか、次に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>換価の催告</p> <p>14 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる（法第 87 条第 3 項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>執行決定をすることができる（法第 89 条の 2 第 1 項参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲等</p> <p>一括換価 （一括換価をすることができる場合）</p> <p>4 法第 89 条第 3 項の「相当であると認めるとき」とは、次のいずれにも該当するときをいう。ただし、下記(5)の要件に該当しなくても、当該複数の<u>差押財産等（差押財産又は特定参加差押不動産をいう。以下同じ。）</u>が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の<u>差押財産等</u>の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括して換価することとして差し支えない。</p> <p>(1) <u>差押財産等</u>が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体を<u>成す</u>と認められること。差押財産が不動産以外である場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</p> <p>(2)～(5)（省略）</p> <p>(注) 共有に係る<u>差押財産等</u>を一括換価する場合は、<u>差押財産等</u>の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 89 条の 2 関係 参加差押えをした税務署長による換価</p> <p><u>換価執行決定をすることができる場合</u> （後順位の参加差押えに基づく換価執行決定）</p> <p>1 <u>参加差押えをした税務署長は、その参加差押えよりも先に参加差押えをした他の行政機関等がある場合であっても、換価執行決定をすることができる。この場合の換価執行決定は、先に参加差押えをした他の行政機関等の同意を要しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>一括換価 （一括換価をすることができる場合）</p> <p>4 法第 89 条第 3 項の「相当であると認めるとき」とは、次のいずれにも該当するときをいう。ただし、下記(5)の要件に該当しなくても、当該複数の差押財産が主物と従物の関係にあり、個々に換価して買受人が別々になると、一方の<u>差押財産</u>の搬出等に多額の費用を要するとき（例えば、主物である不動産と、それに設置される従物である動産）には、一括して換価することとして差し支えない。</p> <p>(1) <u>差押財産</u>が不動産である場合は、それぞれの財産が客観的かつ経済的にみて、有機的に結合された一体を<u>なす</u>と認められること。差押財産が不動産以外である場合は、それぞれの財産が同種又は相互に関連性があること。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p>(注) 共有に係る<u>差押財産</u>を一括換価する場合は、<u>差押財産</u>の共有者の全員が滞納している場合に限ることに留意する。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(2以上の参加差押えに基づく換価執行決定)</u></p> <p><u>2 同一の不動産につき2以上の参加差押えをした税務署長は、当該2以上の参加差押えに基づき換価執行決定をすることができる。</u></p> <p><u>(仮差押え)</u></p> <p><u>3 参加差押えをした不動産に仮差押えがされている場合であっても、換価執行決定をすることができる。</u></p> <p><u>(国税に関する法律による制限)</u></p> <p><u>4 法第89条の2第1項の「国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるとき」とは、参加差押えに係る国税によりその財産を差し押さえたとしたときに換価が制限される場合であり、その規定については、第89条関係6と同様である。</u></p> <p><u>なお、上記の「国税に関する法律」とは、法その他の法律で、差押財産の換価の制限を規定している全ての法律をいう。</u></p> <p><u>(配当見込みがない場合)</u></p> <p><u>5 参加差押えをした不動産の価額がその参加差押えに係る滞納処分費及び参加差押えに係る国税に先立つ国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがないときは、換価執行決定をすることができない。</u></p> <p><u>換価の執行に係る同意</u></p> <p><u>(相当と認めるとき)</u></p> <p><u>6 法第89条の2第2項の「換価の執行を相当と認めるとき」とは、他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に同意していない場合であって、おおむね次のいずれにも該当しないときをいう。</u></p> <p><u>(1) 差押えをした行政機関等において換価の見込みがある場合</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 差押えをした行政機関等が納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予をした場合（これらが見込まれる場合を含む。）</u></p> <p><u>(3) 差押処分に対する不服申立て又は訴訟が係属中であり、その争点が差押財産の帰属など、換価執行決定をしようとする税務署長の参加差押えの違法事由となり得るものである場合</u></p> <p>換価執行決定の告知</p> <p><u>7 換価執行決定の告知（法第 89 条の 2 第 3 項）は、その旨を換価同意行政機関等に通知することによって行う。</u></p> <p>換価執行決定後の交付要求の効力</p> <p><u>8 換価執行決定をする前に換価同意行政機関等に対してされた交付要求は、その換価同意行政機関等に交付要求書又は参加差押書（以下「交付要求書等」という。）が送達された順序に従い、当該換価執行決定をした行政機関等に対して交付要求をしたものとみなされる。</u></p> <p>換価に伴い消滅する権利</p> <p><u>9 換価執行行政機関等による換価に伴い消滅する権利に係る登記は、換価同意行政機関等が、その差押えに基づき換価をする場合と同様である（第 125 条関係 2 参照）。</u></p> <p>強制執行等の実施に伴い必要な措置</p> <p><u>10 令第 42 条の 2 第 3 項の「その他強制執行等の実施に伴い必要な事務」とは、強制執行又は仮差押えの執行（以下この項において「強制執行等」という。）と滞納処分との手続を調整するために必要な事務をいい、例えば、換価同意行政機関等が裁判所から強制執行続行の決定に係る意見を求められた場合に、その旨を換価執行決定をした行政機関等に速やかに通知し、その行政機関等の意見を踏まえて回答すること及び換価同意行政機関等が強制執行続行の決定の告知を受けた場合に、その旨を換価執行決定をした行政機関等へ通知すること等が含まれる。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(注) 1 令第 42 条の 2 第 3 項の「強制執行等が開始されたとき」とは、強制執行が開始されたとき又は仮差押えの執行がされたときをいう。</u></p> <p><u>2 強制執行等が開始し、又は終了した旨の通知（滞調法第 12 条第 2 項、第 15 条、第 18 条第 1 項、第 20 条）は、換価執行決定がされている場合であっても、換価同意行政機関等に対してされるため、換価同意行政機関等は、当該通知を受けた場合には、その旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する（令第 42 条の 2 第 3 項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 89 条の 3 関係 換価執行決定の取消し</p> <p><u>換価執行決定を取り消さなければならない場合</u></p> <p><u>（2 以上の参加差押えに基づく換価執行決定がされた場合）</u></p> <p><u>1 2 以上の参加差押えに基づき換価執行決定をした場合において、そのうちの一部の参加差押えのみを解除したときは、換価執行決定を取り消す必要はない。</u></p> <p><u>（消滅しない権利）</u></p> <p><u>2 令第 42 条の 3 第 1 項第 3 号の「旧差押えが解除される前に当該旧差押えに係る不動産を換価したとすれば消滅する権利で、新差押えに係る不動産の換価に伴い消滅しないもの」には、旧差押え（換価同意行政機関等の滞納処分による差押えをいう。以下この項において同じ。）の登記と参加差押え（2 以上の参加差押えがある場合には、そのうち最も先にされたもの）の登記の間に設定された用益物権等（その用益物権等の設定前に換価により消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合におけるその用益物権等を除く。第 89 条関係 9 参照）が該当し、旧差押えの登記と参加差押えの登記の間に設定された抵当権等の担保権は、該当しない。</u></p> <p><u>（特定参加差押えに係る滞納処分費）</u></p> <p><u>3 法第 89 条の 3 第 1 項第 3 号の「特定参加差押えに係る滞納処分費」とは、特定参加差</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>押え（換価執行決定に係る参加差押えをいう。以下同じ。）に係る国税の滞納処分費のうち、その特定参加差押えに係る財産についての滞納処分費をいう（法第 10 条、第 10 条関係 2〔例 3〕参照）。</u></p> <p><u>（金銭的価値が失われたとき）</u></p> <p><u>4 特定参加差押不動産の金銭的価値が全く失われたときは、法第 89 条の 3 第 1 項第 3 号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（生活の窮迫）</u></p> <p><u>5 令第 42 条の 3 第 2 項の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の特定参加差押財産の換価をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合をいう。</u></p> <p>換価執行決定を取り消すことができる場合</p> <p><u>（その他の理由）</u></p> <p><u>6 法第 89 条の 3 第 2 項第 1 号の「その他の理由」とは、特定参加差押えに係る国税に優先する他の国税、地方税又は公課の交付要求が解除されたこと、特定参加差押えに係る国税に優先する債権が弁済されたこと、特定参加差押不動産の改良等によりその価額が増加したこと等をいう。</u></p> <p><u>（参加差押超過による取消し）</u></p> <p><u>7 法第 89 条の 3 第 2 項第 1 号に該当することにより換価執行決定を取り消す場合におけるその取消しに係る財産は、その超過する価額に相当する範囲を超えないものとし、特定参加差押不動産が不可分物である場合には、その換価執行決定は取り消さないものとする。</u></p> <p><u>（適当な財産を提供した場合）</u></p> <p><u>8 法第 89 条の 3 第 2 項第 2 号の「適当な財産を提供した場合」は、第 79 条関係 9 と同</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>様である。</u></p> <p><u>(三回公売等)</u></p> <p><u>9 法第 89 条の 3 第 2 項第 3 号の「三回公売に付し」、「入札等がなかった場合」、「その他の事情」又は「更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき」は、第 79 条関係 10 から第 79 条関係 13 までと同様である。</u></p> <p><u>(換価執行決定の取消しを相当と認める事由)</u></p> <p><u>10 令第 42 条の 3 第 3 項の「その他これらに類するものとして換価執行税務署長が換価執行決定の取消しを相当と認める事由があるとき」とは、おおむね次に掲げるときをいう。</u></p> <p><u>(1) 国税に関する法律の規定により換価することができない期間（第 89 条関係 6 参照）が終了するまでに長期間を要すると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 換価執行税務署長（換価執行決定をした税務署長をいう。以下この項において同じ。）が特定参加差押えに係る国税につき納付受託をしたとき（通則法第 55 条）。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる場合において、換価執行税務署長が換価執行決定を取り消すことを相当と認めるとき。</u></p> <p><u>イ 換価同意行政機関等が納税の猶予をしたとき。</u></p> <p><u>ロ 換価同意行政機関等の処分に対する不服申立て又は訴訟が提起された場合において、その争点が差押財産の帰属など、換価執行税務署長の参加差押えの違法事由となり得るものであるとき。</u></p> <p><u>換価執行決定の取消し後の交付要求の効力</u></p> <p><u>(交付を受けているとき)</u></p> <p><u>11 令第 42 条の 3 第 4 項の「交付要求書等の交付を受けているとき」には、換価執行行政機関等が令第 42 条の 2 第 1 項の規定により交付要求書等の引渡しを受けているときが含まれる。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(交付要求書等の引渡しを要しない場合)</u></p> <p><u>12 換価執行決定が取り消されたことによって効力が消滅する交付要求に係る交付要求書は、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡す必要はない（令第42条の3第4項、第5項参照）。</u></p> <p>第89条の4関係 換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行</p> <p><u>換価の続行ができる場合</u></p> <p><u>(換価執行決定の取消しに係る参加差押え)</u></p> <p><u>1 法第89条の4第2号の「当該換価執行決定の取消しに係る参加差押え」とは、換価執行決定の取消しに係る参加差押えが2以上ある場合は、そのうち最も先にされている参加差押えをいう。</u></p> <p><u>(消滅しない権利)</u></p> <p><u>2 法第89条の4第3号の「特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないもの」には、特定差押え（法第89条の3第1項第2号に規定する特定差押えをいう。以下同じ。）の登記と特定参加差押え（2以上の特定参加差押えがある場合は、そのうち最も先にされたもの）の登記の間に設定された用益物権等（その用益物権等の設定前に換価によって消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合におけるその用益物権等を除く。第89条関係9参照）が該当し、特定差押えの登記と参加差押えの登記の間に設定された抵当権等の担保権は、該当しない。</u></p> <p><u>換価の続行後の交付要求の効力</u></p> <p><u>(交付を受けた交付要求書等)</u></p> <p><u>3 令第42条の4の「交付を受けた交付要求書等」には、令第42条の2第1項の規定による引渡しを受けた交付要求書等が含まれる。</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産等の修理等 (必要があると認めるとき)</p> <p>1 法第 93 条の「必要があると認めるとき」とは、修理等の処分をしなければ買受希望者がいないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。</p> <p>(修理その他その価額を増加する処分)</p> <p>3 法第 93 条の「修理その他その価額を増加する処分」とは、<u>差押財産等</u>の破損又は減耗部分の修理、取換え、塗装の塗替え等その処分の結果、その処分に要した費用の額以上にその価額が増加するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>公売の原則</p> <p>1 法第 94 条第 1 項の「公売に付きなければならない」とは、<u>差押財産等</u>を換価するときは、公売しなければならないことをいう。ただし、法第 109 条第 1 項《随意契約による売却》又は第 110 条《国による買入れ》の規定により、公売に代えて、随意契約による売却又は国による買入れができる場合がある。</p> <p>公売の方法 (入札)</p> <p>2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、<u>差押財産等</u>を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況</p>	<p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産の修理等 (必要があると認めるとき)</p> <p>1 法第 93 条の「必要があると認めるとき」とは、修理等の処分をしなければ買受希望者がいないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。</p> <p>(修理その他その価額を増加する処分)</p> <p>3 法第 93 条の「修理その他その価額を増加する処分」とは、<u>差押財産</u>の破損又は減耗部分の修理、取換え、塗装の塗替え等その処分の結果、その処分に要した費用の額以上にその価額が増加するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 94 条関係 公売</p> <p>公売の原則</p> <p>1 法第 94 条第 1 項の「公売に付きなければならない」とは、<u>差押財産</u>を換価するときは、公売しなければならないことをいう。ただし、法第 109 条第 1 項《随意契約による売却》又は第 110 条《国による買入れ》の規定により、公売に代えて、随意契約による売却又は国による買入れができる場合がある。</p> <p>公売の方法 (入札)</p> <p>2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、<u>差押財産</u>を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>の下、その財産の入札者に、各自入札価額その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</p> <p>(競り売り)</p> <p>4 法第94条第2項の「<u>競り売り</u>」とは、<u>差押財産等を換価しようとする場合において、競り売りに係る買受申込みをしようとする者</u>（以下「買受申込者」という。）が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上でかつ最高の価額による買受申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>(配当を受ける権利者)</p> <p>15 法第95条第1項第8号の「<u>その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者</u>」とは、法第129条第1項各号《<u>配当の原則</u>》に掲げる<u>国税その他の債権を有する者のうち、交付要求（参加差押えを含む。）をした者（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、換価同意行政機関等を含む。）又は法第59条第1項後段、第3項若しくは第4項《損害賠償請求権等への配当》（これらの規定を法第71条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権若しくは借賃に係る債権を有する者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 (公売の通知)</p>	<p>下、その財産の入札者に、各自入札価額その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</p> <p>(競り売り)</p> <p>4 法第94条第2項の「<u>せり売</u>」とは、<u>差押財産を換価しようとする場合において、競り売りに係る買受申込みをしようとする者</u>（以下「買受申込者」という。）が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上でかつ最高の価額による買受申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>(配当を受ける権利者)</p> <p>15 法第95条第1項第8号の「<u>その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者</u>」とは、法第129条《<u>配当の原則</u>》の<u>規定により、交付要求（参加差押えを含む。）をした者、法第59条第1項後段、第3項又は第4項《損害賠償請求権等への配当》（これらの規定を法第71条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権を有する者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>質権者等に対する公売の通知 (公売の通知)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない（法第96条第1項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者（<u>差押債権者に対抗できない者を除く。</u>）</p> <p>(4) <u>換価同意行政機関等</u></p> <p>（公売に係る国税の額）</p> <p>2 法第96条第1項の「公売に係る国税の額」とは、公売公告に係る公売財産につき、公売処分的基础となっている国税の額をいい、<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税をいう。</u></p> <p>（知れている者）</p> <p>3 法第96条第1項第1号の公売財産につき交付要求をした者、<u>第2号の質権等の権利を有する者のうち徴収職員が公売の通知をするに際してその氏名及び住所又は居住を知ることができた者及び第3号の換価同意行政機関等</u>に対しては、公売の通知をしなければならない。</p> <p>（質権等の権利を有する者）</p> <p>6 法第96条第1項第2号の「質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者」には、これらの権利を有しても差押債権者に対抗できない者は含まれない。</p> <p>（注）<u>上記の「差押債権者」には、換価執行決定があつた場合における換価同意行政機関等が含まれることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p>	<p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない（法第96条第1項）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（同左）</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者</p> <p>（新設）</p> <p>（公売に係る国税の額）</p> <p>2 法第96条第1項の「公売に係る国税の額」とは、公売公告に係る公売財産につき、公売処分的基础となっている国税の額をいう。</p> <p>（知れている者）</p> <p>3 法第96条第1項第1号の公売財産につき交付要求をした者及び<u>第2号の質権等の権利を有する者のうち徴収職員が公売の通知をするに際してその氏名及び住所又は居住を知ることができた者</u>に対しては、公売の通知をしなければならない。</p> <p>（差押えに対抗できない権利者）</p> <p>6 法第96条第1項第2号の「質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者」には、これらの権利を有しても差押債権者に対抗できない者は含まれない。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>見積価額の意義</p> <p>1 法第98条第1項の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額により売却するための売却価額の最低額を保障する機能を有するものであって（法第104条第1項参照）、<u>差押財産等</u>の公売又は随意契約による売却に当たって税務署長が決定する。</p> <p>見積価額の決定</p> <p>3 公売財産の見積価額は、その財産の評価額に基づき税務署長が決定する。この場合においては、<u>差押財産等</u>を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（法第98条第1項後段参照）。</p> <p>(1) 見積価額は、<u>差押財産等</u>の基準価額から公売の特殊性を考慮した減価（以下第98条関係において「公売特殊性減価」という。）を控除して決定すること。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定すること（第95条関係17(5)参照）。</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p> <p>（公売に係る国税）</p> <p>11 法第100条第3項ただし書の「公売に係る国税」とは、公売保証金の提供を受けた公売処分の基礎となった国税（<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税</u>）をいい、交付要求に係る国税等へは充てることができない。</p> <p style="text-align: center;">第102条関係 再度入札</p>	<p>見積価額の意義</p> <p>1 法第98条第1項の「見積価額」は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額により売却するための売却価額の最低額を保障する機能を有するものであって（法第104条第1項参照）、<u>差押財産</u>の公売又は随意契約による売却に当たって税務署長が決定する。</p> <p>見積価額の決定</p> <p>3 公売財産の見積価額は、その財産の評価額に基づき税務署長が決定する。この場合においては、<u>差押財産</u>を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（法第98条第1項後段参照）。</p> <p>(1) 見積価額は、<u>差押財産</u>の基準価額から公売の特殊性を考慮した減価（以下第98条関係において「公売特殊性減価」という。）を控除して決定すること。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定すること（第95条関係17(5)参照）。</p> <p>(2)・(3)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第100条関係 公売保証金</p> <p>（公売に係る国税）</p> <p>11 法第100条第3項ただし書の「公売に係る国税」とは、公売保証金の提供を受けた公売処分の基礎となった国税をいい、交付要求に係る国税等へは充てることができない。</p> <p style="text-align: center;">第102条関係 再度入札</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>再度入札 (再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、入札の方法により<u>差押財産等</u>を公売する場合において、入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（法第 102 条前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p>	<p>再度入札 (再度入札ができる場合)</p> <p>1 再度入札ができる場合は、入札の方法により<u>差押財産</u>を公売する場合において、入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときに限る（法第 102 条前段）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、入札がなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による入札終了の告知をしている場合を除き、再度入札ができる。</p> <p style="text-align: center;">第 103 条関係 競り売り</p>
<p>再度競り売り (再度競り売りができる場合)</p> <p>5 再度競り売りができる場合は、競り売りの方法により<u>差押財産等</u>を公売する場合において、買受申込者がいないときに限る（法第 103 条第 3 項、法第 102 条）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、買受申込みがなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による競り売りの終了の告知をしている場合を除き、再度競り売りができる。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p>	<p>再度競り売り (再度競り売りができる場合)</p> <p>5 再度競り売りができる場合は、競り売りの方法により<u>差押財産</u>を公売する場合において、買受申込者がいないときに限る（法第 103 条第 3 項、法第 102 条）。</p> <p>なお、法第 108 条第 2 項《公売実施の適正化のための措置》の規定により、買受申込みがなかったものとされた結果上記に該当する場合にも、法第 106 条《入札又は競り売りの終了の告知等》の規定による競り売りの終了の告知をしている場合を除き、再度競り売りができる。</p> <p style="text-align: center;">第 104 条関係 最高価申込者の決定</p>
<p>国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p>6 最高価申込者の決定後、売却決定までの間に、公売財産に係る国税（<u>特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押え（特定参加差押えが 2 以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。）</u>）に係る国税又は特定差押えに係る国</p>	<p>国税の完納による最高価申込者の決定の取消し</p> <p>6 最高価申込者の決定後、売却決定までの間に、公売財産に係る国税の完納の事実を確認したときは、その最高価申込者の決定を取り消すものとする。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>税、地方税若しくは公課)の完納の事実を確認したときは、その最高価申込者の決定を取り消すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>(通知の相手方)</p> <p>4 法第 106 条第 2 項の通知は、次に掲げる<u>全て</u>の者に対してしなければならない(法第 96 条第 1 項参照)。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者(差押債権者に対抗できない者を除く。)</p> <p><u>(4) 換価同意行政機関等</u></p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義</p> <p>1 法第 109 条の「随意契約」とは、<u>差押財産等</u>の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。</p> <p>(注) 広告によって行う随意契約(広告随契)による売却とは、法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に<u>差押財産等</u>を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である。</p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、</p>	<p style="text-align: center;">第 106 条関係 入札又は競り売りの終了の告知等</p> <p>(通知の相手方)</p> <p>4 法第 106 条第 2 項の通知は、次に掲げる<u>すべて</u>の者に対してしなければならない(法第 96 条第 1 項参照)。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義</p> <p>1 法第 109 条の「随意契約」とは、<u>差押財産</u>の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。</p> <p>(注) 広告によって行う随意契約(広告随契)による売却とは、法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に<u>差押財産</u>を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である。</p> <p>(公益上適当でないと認められるとき)</p> <p>4 法第 109 条第 1 項第 1 号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地を収用できる者から、差し押さえた土地(特定参加差押不動産を含む。)を買い受けた旨の申出があったとき。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>公売保証金の不必要</p> <p>12 差押財産等を随意契約により売却する場合には、その売却手続に参加するための公売保証金を提供させることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 117 条関係 国税等の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明</p> <p>(国税の完納)</p> <p>1 法第 117 条の「国税の完納」とは、換価処分基礎となっている国税(特定参加差押不動産を換価する場合は、特定参加差押え(特定参加差押えが 2 以上あるときは、そのうち最も先にされた特定参加差押えに限る。)に係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課。以下 2 において同じ。)の全額が消滅することをいい、納付、更正の取消し、免除又は還付金等の充当等その消滅の理由のいかんを問わない(令第 43 条第 2 項)。</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>(国税が劣後するとき)</p> <p>7 法第 124 条第 2 項第 1 号の「次いで徴収するものであるとき」とは、差押国税(特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、換価同意行政機関等の差押えに係る国税、</p>	<p>次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて土地を収用できる者から、差し押さえた土地を買い受けた旨の申出があったとき。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>公売保証金の不必要</p> <p>12 差押財産を随意契約により売却する場合には、その売却手続に参加するための公売保証金を提供させることはできない。</p> <p style="text-align: center;">第 117 条関係 国税の完納による売却決定の取消し</p> <p>国税の完納の証明</p> <p>(国税の完納)</p> <p>1 法第 117 条の「国税の完納」とは、換価処分基礎となっている国税の全額が消滅することをいい、納付、更正の取消し、免除又は還付金等の充当等その消滅の理由のいかんを問わない。</p> <p style="text-align: center;">第 124 条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>(国税が劣後するとき)</p> <p>7 法第 124 条第 2 項第 1 号の「次いで徴収するものであるとき」とは、差押国税のうち、法第 10 条《直接の滞納処分費の優先》の規定の適用を受ける滞納処分費を除いた国税の</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方税又は公課)のうち法第10条《直接の滞納処分費の優先》の規定の適用を受ける滞納処分費を除いたもの全額が、法第124条第2項の担保権に劣後するとき(法第15条から第20条まで参照)をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">第126条関係 担保責任</p> <p>民法第568条の規定の準用 (民法第568条第1項の規定の準用)</p> <p>1 差押財産等を換価した場合において、民法第561条本文《売主の担保責任》、第563条第1項若しくは第2項《権利の一部が他人に属する場合の売主の担保責任》、第565条《数量の不足又は物の一部滅失の場合の売主の担保責任》又は第566条第1項若しくは第2項《用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任》に規定する場合に該当するときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる(民法第568条第1項)。この場合における買受人の権利の行使については、同法第564条《権利行使の除斥期間》及び第566条第3項《権利行使の除斥期間》の規定が準用される。</p> <p style="text-align: center;">第128条関係 相当すべき金銭</p> <p>差押財産等の売却代金</p> <p>1 法第128条第1項第1号の「差押財産又は特定参加差押不動産の売却代金」とは、法第89条《換価する財産の範囲等》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却(国による買入れを含む。)した差押財産等の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第96条第1項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する(同法第96条第2項参照)。</p>	<p>全額が、法第124条第2項の担保権に劣後するとき(法第15条から第20条まで参照)をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">第126条関係 担保責任</p> <p>民法第568条の規定の準用 (民法第568条第1項の規定の準用)</p> <p>1 差押財産等を換価した場合において、民法第561条本文《売主の担保責任》、第563条第1項若しくは第2項《権利の一部が他人に属する場合の売主の担保責任》、第565条《数量の不足又は物の一部滅失の場合の売主の担保責任》又は第566条第1項若しくは第2項《用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任》に規定する場合に該当するときは、その財産の買受人は、これらの規定に準じ、滞納者に対してその契約を解除し、又は買受代金の減額を請求することができる(民法第568条第1項)。この場合における買受人の権利の行使については、同法第564条《権利行使の除斥期間》及び第566条第3項《権利行使の除斥期間》の規定が準用される。</p> <p style="text-align: center;">第128条関係 相当すべき金銭</p> <p>差押財産の売却代金</p> <p>1 法第128条第1項第1号の「差押財産の売却代金」とは、法第89条《換価する財産の範囲等》の規定により公売に付し、又は随意契約により売却(国による買入れを含む。)した差押財産の売却代金をいう。</p> <p>なお、土地収用法第96条第1項《差押えがある場合の補償金の払渡し》の規定に基づき払渡しを受けた金銭は、上記の売却代金に含まれることに留意する(同法第96条第2項参照)。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>交付要求により交付を受けた金銭</p> <p>6 法第 128 条第 1 項第 4 号の「<u>交付要求により交付を受けた金銭</u>」には、<u>次に掲げる金銭</u>が含まれるものとする。</p> <p>(1) <u>国税につき担保を徴した財産が強制換価手続により換価され交付を受けた金銭</u></p> <p>(2) <u>法第 22 条第 3 項《担保権の代位実行》の規定により税務署長が担保権者に代位実行することによって交付を受けた金銭</u></p> <p>(3) <u>税務署長が換価同意行政機関等である場合において、特定参加差押不動産の売却代金につき、換価執行行政機関等から交付を受けた金銭（令第 42 条の 2 第 6 項）</u></p> <p>一括換価した場合の売却代金の額</p> <p>7 法第 128 条第 2 項の「<u>各差押財産等</u>ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるとき」とは、一括換価した<u>差押財産等</u>の所有者を異にする場合や所有者が同一であっても<u>差押財産等</u>の権利関係が異なる場合など、<u>差押財産等</u>ごとに配当を行う必要がある場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>(国税に充てるべき時期)</p> <p>5 <u>差押財産等</u>の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「<u>換価代金等</u>」という。）又は差し押さえた金銭若しくは交付要求（参加差押えを含む。以下 5 において同じ。）により交付を受けた金銭（第 128 条関係 6 に規定する金銭を含む。）を国税に充てるべき時期については、次に掲げる時によるものとする。</p> <p>(1) <u>差押財産等</u>の売却代金については、それを受領した時</p>	<p>交付要求により交付を受けた金銭</p> <p>6 法第 128 条第 1 項第 4 号の「<u>交付要求により交付を受けた金銭</u>」には、<u>国税につき担保を徴した財産が強制換価手続により換価され交付を受けた金銭及び法第 22 条第 3 項《担保権の代位実行》の規定により税務署長が担保権者に代位実行することによって交付を受けた金銭</u>が含まれるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一括換価した場合の売却代金の額</p> <p>7 法第 128 条第 2 項の「<u>各差押財産</u>ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるとき」とは、一括換価した<u>差押財産</u>の所有者を異にする場合や所有者が同一であっても<u>差押財産</u>の権利関係が異なる場合など、<u>差押財産</u>ごとに配当を行う必要がある場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>(国税に充てるべき時期)</p> <p>5 <u>差押財産</u>の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「<u>換価代金等</u>」という。）又は差し押さえた金銭若しくは交付要求（参加差押えを含む。以下 5 において同じ。）により交付を受けた金銭（第 128 条関係 6 に規定する金銭を含む。）を国税に充てるべき時期については、次に掲げる時によるものとする。</p> <p>(1) <u>差押財産</u>の売却代金については、それを受領した時</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 交付要求により交付を受けた金銭については、その交付を受けた時</p> <p>(注) 交付要求により交付を受けた金銭を国税に充てた場合には、<u>次に掲げる期間</u>に対応する部分の延滞税は、免除する（通則法第 63 条第 6 項第 4 号、通則令第 26 条の 2 第 1 号、<u>第 2 号</u>）。</p> <p><u>1 交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間</u> この場合において、<u>交付要求が滞調法第 36 条の 10 第 1 項《みなし交付要求》の規定に係るものであるときは、第三債務者が同法第 36 条の 6 第 1 項《第三債務者の供託義務》の規定により供託した日が、上記の「受領した日」に当たるものとして延滞税を免除する。</u></p> <p><u>2 換価執行決定をした行政機関等がその換価執行決定がされた不動産の売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間</u></p> <p>滞納者への交付等 （滞納者への交付等）</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>差押財産等</u>が、差押え後に譲渡された場合において、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付する（法第 129 条第 3 項、昭和 35. 1. 29 大阪高判参照）。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(4) 交付要求により交付を受けた金銭については、その交付を受けた時</p> <p>(注) 交付要求により交付を受けた金銭を国税に充てた場合には、<u>交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間</u>に対応する部分の延滞税は、免除する（通則法第 63 条第 6 項第 4 号、通則令第 26 条の 2 第 1 号）。<u>この場合において、交付要求が滞調法第 36 条の 10 第 1 項《みなし交付要求》の規定に係るものであるときは、第三債務者が同法第 36 条の 6 第 1 項《第三債務者の供託義務》の規定により供託した日が、上記の「受領した日」に当たるものとして延滞税を免除する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>滞納者への交付等 （滞納者への交付等）</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>差押財産</u>が、差押え後に譲渡された場合において、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付する（法第 129 条第 3 項、昭和 35. 1. 29 大阪高判参照）。</p> <p>(3) (同左)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(換価財産について強制執行による差押え等がされている場合)</p> <p>9 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、<u>滞調法逐条通達</u>に定めるところによる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(換価執行決定がされた場合)</u></p> <p>17 <u>換価執行決定をした行政機関等が換価する場合の配当の順位は、差押えをした行政機関等が換価する場合と同一である。</u></p> <p>18 (省略)</p> <p>19 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p> <p>債権現在額の申立て (債権現在額申立書)</p> <p>1 法第 130 条第 1 項の「債権現在額申立書」とは、法第 129 条第 1 項第 2 号《配当の原則》に規定する国税、地方税又は公課を徴収する者及び法第 129 条第 1 項第 3 号又は第</p>	<p>(換価財産について強制執行による差押え等がされている場合)</p> <p>9 換価財産について、強制執行による差押え等がされている場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>換価財産について、滞納処分による差押え後に強制執行による差押え又は担保権の実行としての競売が開始されている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない(滞調法第 6 条第 1 項、第 11 条の 2、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 20 条の 8 第 1 項、第 20 条の 10、第 20 条の 11 第 1 項、滞調令第 12 条の 2、第 12 条の 3 第 1 項)。</u></p> <p>(2) <u>換価財産について、仮差押えの執行がされている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付しなければならない(滞調法第 11 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 19 条、第 20 条の 9 第 1 項、第 20 条の 11 第 1 項、滞調令第 12 条の 2、第 12 条の 4)。</u></p> <p>(新設)</p> <p>17 (同左)</p> <p>18 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 130 条関係 債権額の確認方法</p> <p>債権現在額の申立て (債権現在額申立書)</p> <p>1 法第 130 条第 1 項の「債権現在額申立書」とは、法第 129 条第 1 項第 2 号《配当の原則》に規定する国税、地方税又は公課を徴収する者及び法第 129 条第 1 項第 3 号又は第</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>4号に掲げる債権を有する者が、配当を受けるために、<u>差押財産等を換価した税務署長</u>に提出する書面をいう。</p> <p><u>なお、税務署長が換価同意行政機関等であるときは、換価執行行政機関等に対して交付要求をする必要はないが、債権現在額申立書は提出を要することに留意する。</u></p> <p>債権の確認 (申立書が提出された場合)</p> <p>4 法第130条第2項前段の規定による債権の確認は、法第130条第1項の規定により提出された債権現在額申立書を審査して行うものとする。ただし、法第129条第1項第3号又は第4号《<u>差押財産等に係る質権等の被担保債権等</u>》に掲げる債権で国税に優先するものがあるときは、債権の内容及び現在額を証する書面等により、その債権の存否、金額、順位等について確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第132条関係 換価代金等の交付期日</p> <p>(期間を短縮することができる場合)</p> <p>2 法第132条第2項ただし書の「前条第1号又は第2号に掲げる者に該当するものがない場合」とは、<u>次に掲げる行政機関等及び滞納者以外に配当手続に参加している者がいない場合</u>をいう。</p> <p>(1) <u>差押えをした国税(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税)を有する行政機関</u></p> <p>(2) <u>交付要求に係る国税、地方税及び公課(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあっては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。)を有する行政機関等</u></p> <p>なお、法第132条第2項ただし書の規定により期間を短縮する場合においても、滞納者及び交付要求をしている行政機関等が、法第133条第2項《<u>配当計算書に関する異議</u>》又は第171条《<u>滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</u>》の規定による異議の申出</p>	<p>4号に掲げる債権を有する者が、配当を受けるために、<u>差押財産を換価した税務署長</u>に提出する書面をいう。</p> <p>債権の確認 (申立書が提出された場合)</p> <p>4 法第130条第2項前段の規定による債権の確認は、法第130条第1項の規定により提出された債権現在額申立書を審査して行うものとする。ただし、法第129条第1項第3号又は第4号《<u>差押財産に係る質権等の被担保債権等</u>》に掲げる債権で国税に優先するものがあるときは、債権の内容及び現在額を証する書面等により、その債権の存否、金額、順位等について確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第132条関係 換価代金等の交付期日</p> <p>(期間を短縮することができる場合)</p> <p>2 法第132条第2項ただし書の「前条第1号又は第2号に掲げる者に該当するものがない場合」とは、<u>差押えをした国税を有する行政機関、交付要求に係る国税、地方税及び公課を有する行政機関等並びに滞納者以外に配当手続に参加している者がいない場合</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>なお、法第132条第2項ただし書の規定により期間を短縮する場合においても、滞納者及び交付要求をしている行政機関等が、法第133条第2項《<u>配当計算書に関する異議</u>》又は第171条《<u>滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例</u>》の規定による異議の申出</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>又は不服申立てをすることができるだけの期間はおくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p>徴収の基因となった国税</p> <p>1 法第 137 条の「その徴収の基因となった国税」とは、滞納処分費を要する原因となった国税をいい、滞納処分費が個々のどの<u>差押財産</u>から生じたものであるかを問わない。</p> <p>また、滞納処分費は、その徴収の基因となった国税には先立つが、他の国税には後れることもある。</p> <p>〔例〕 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義)</p> <p>1 滞納処分の引継ぎの意義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は<u>差押財産</u>がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</p> <p>(2) 法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長が、<u>差押財産又は参加差押不動産</u>を換価に付するため必要があると認めるときに、その財産の所在地にかかわらず、他の税務署長又は国税局長に対して、換価処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</p>	<p>又は不服申立てをすることができるだけの期間はおくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 137 条関係 滞納処分費の配当等の順位</p> <p>徴収の基因となった国税</p> <p>1 法第 137 条の「その徴収の基因となった国税」とは、滞納処分費を要する原因となった国税をいい、滞納処分費が個々のどの<u>差押財産</u>から生じたものであるかを問わない。</p> <p>また、滞納処分費は、その徴収の基因となった国税には先立つが、他の国税には後れることもある。</p> <p>〔例〕 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 182 条関係 税務署長又は国税局長による滞納処分の執行</p> <p>滞納処分の引継ぎ (引継ぎの意義)</p> <p>1 滞納処分の引継ぎの意義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 法第 182 条第 2 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長又は国税局長が、差し押さえるべき財産又は<u>差し押さえた財産</u>がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）において、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に対して、滞納処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</p> <p>(2) 法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」とは、税務署長が、<u>差押財産</u>を換価に付するため必要があると認めるときに、その財産の所在地にかかわらず、他の税務署長又は国税局長に対して、換価処分をすることができる権限を引き継ぐことをいう。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(引き継ぐ権限の範囲)</p> <p>1—2 滞納処分の引継ぎにより引き継ぐ権限の範囲は、次のとおりである。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」により引き継がれる権限の範囲は、<u>差押財産又は参加差押不動産の換価をすることができる権限（差押財産又は参加差押不動産の評価、換価、換価代金等の配当、<u>充当及び換価執行決定</u>）</u>である。</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>(引継ぎができる場合)</p> <p>1 法第 183 条第 3 項の「著しく困難とする地域にあるとき」とは、法第 183 条第 1 項の税関長の管轄区域内に差し押さえるべき財産又は<u>差押財産</u>がある場合において、その所在が税関官署から遠隔の地にある等のため、その税関所属の徴収職員による滞納処分の執行が著しく困難なとき又は財産がその管轄区域外にある場合において、その所在地を所轄する他の税関長に滞納処分の引継ぎをしてもその財産がその引継ぎを受ける税関長の属する税関の官署から遠隔の地にある等のためその税関所属の徴収職員による滞納処分の執行が著しく困難と認められるときをいう。</p>	<p>(引き継ぐ権限の範囲)</p> <p>1—2 滞納処分の引継ぎにより引き継ぐ権限の範囲は、次のとおりである。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 182 条第 3 項の「滞納処分の引継ぎ」により引き継がれる権限の範囲は、<u>差押財産の換価をすることができる権限（差押財産の評価、換価、換価代金等の配当及び<u>充当</u>）</u>である。</p> <p>(注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 183 条関係 税関長による滞納処分の執行</p> <p>税関長からの滞納処分の引継ぎ</p> <p>(引継ぎができる場合)</p> <p>1 法第 183 条第 3 項の「著しく困難とする地域にあるとき」とは、法第 183 条第 1 項の税関長の管轄区域内に差し押さえるべき財産又は<u>差し押さえた財産</u>がある場合において、その所在が税関官署から遠隔の地にある等のため、その税関所属の徴収職員による滞納処分の執行が著しく困難なとき又は財産がその管轄区域外にある場合において、その所在地を所轄する他の税関長に滞納処分の引継ぎをしてもその財産がその引継ぎを受ける税関長の属する税関の官署から遠隔の地にある等のためその税関所属の徴収職員による滞納処分の執行が著しく困難と認められるときをいう。</p>